	概要	措置
サービスの貿易及び投資	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4　居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。 5　審査については、技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 6　居住者は、審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。 7　この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数については、制限することができる。 8　航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで	
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで		

表B

注釈

1　この表Bは、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保事項について、第八・八条（適合しない措置に係る表）2及び第十・八条（留保及び適合しない措置）2の規定に従って記載するものである。

(a)　第八・四条（内国民待遇）又は第十・三条（内国民待遇）

(b)　第八・五条（市場アクセス）

(c)　第八・六条（最恵国待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）

(d)　第八・十一条（現地における拠点）

(e)　第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）

(f)　第十・七条（経営幹部及び取締役会）（注1、注2）

注1　この表Bの規定の適用上、「義務の種類」に記載する「経営幹部及び取締役会」（第十・七条）には、第十・二条（適用範囲）3の規定に従って課されるサービスの提供に影響を及ぼす措置に関する義務を含む。

注2　透明性の観点から、この表Bの留保事項には、第十・十五条（安全保障のための例外）、第十七・十二条（一般的例外）又は第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

2　留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保事項が対象とする個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保事項が対象とする活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　義務の種類。「義務の種類」には、1に規定する義務であって留保事項が対象とするものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスに関し、

(a)　日本国は、附属書八Ａ（金融サービス）第四条（信用秩序の維持のための措置）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様のことを理由として、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく他の締約国の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・一条（定義）(r)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置及び運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置は、第八・二条（適用範囲）の規定により第八章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表Bには含まれない。

6　第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのＷＴＯ文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）の別添六を考慮して、この表Ｂには含まれない。

7　第八章（サービスの貿易）の規定の適用上、日本国は、他の締約国の永住者（サービス貿易一般協定第二十八条(k)(ii)2の規定に基づいて通報した締約国の永住者を除く。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

8　この表Ｂの規定の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）
義務の種類	サービスの貿易及び投資
概要	1　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　他の締約国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　他の締約国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2　1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から投資家への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しないものとする。（注） 注　日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した当該禁止、制限又は措置を維持することができる。
現行の措置	